

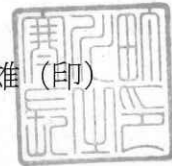
(別紙)

参考様式第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年 6月 1日

寒川町長 木村 俊雄 (印)



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲
寒川町
2. 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年5月29日
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
2経営体数
個人2経営体
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない
5. 農地中間管理機構の活用方針
地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付けるが、農業経営基盤強化促進法の利用権設定も併せて活用し、地域の状況に応じた農地集積に努める。
6. 地域農業の将来のあり方
 - ・次世代を担う新規就農者や、地域農業の中心となる担い手を探り、農地集積に努める。また、農作業受委託などで、農地の適性管理に努める。
 - ・立地条件を活かした、新鮮で安心安全な農畜産物の供給地として、消費者ニーズに対応した農畜産物生産することで、利益率の高い農業経営に努める。